

COP29直前ウェビナーシリーズ 第3回

強化された透明性枠組(ETF)と 隔年透明性報告書(BTR)解説

発表資料はこちら



日時 : 2024 年 10 月 29 日 (火) 14:00-15:00

質問と回答

当日視聴者の皆様から頂きました質問に登壇者が回答いたします。



質問 1	貴重なウェビナーありがとうございます。ガイアナの CORSIA のクレジットに関してですが、スライドにて相当調節済と記載いただいておりましたが、これは、「相当調整を保証する」というものであって、まだ早朝調整が済んでいるわけではないという事であっていますでしょうか？（炭素会計の帳簿についての詳細がまだ決まっておらず、現在は LOA での保障という認識でした）
回答 1	ご理解の通りです。ガイアナ政府による報道のニュアンスは、もう相当調整が済んでいるかのようにも読めましたが、私もお質問者と同じ理解です。

質問 2	なぜガイアナは相当調整や BTR の提出に意欲的なのでしょうか。
回答 2	ガイアナは、レッドプラスという、森林セクターにおけるカーボンクレジットを創出する国レベルのスキームに関心が高いです。質の高いクレジットを創出するために、BTR 提出に意欲的だと考えられます。

質問 3	透明性強化サイクルにおいて、どのように BTR の結果を GST に反映するのでしょうか？具体的な制度などの仕組みはあるのでしょうか？
回答 3	GST の情報インプットの 하나가、BTR となっています。つまり、BTR で報告される各国の進捗が GST でも考慮される仕組みです。

質問 4	BTR1 の対象期間は決まっていますでしょうか。21 年、22 年でしょうか。それとも 23 年まで含むのでしょうか。
回答 4	基本的には、2 年前までの情報を含みます。BTR1 では、2022 年までとなります。

質問 5	現状、1.5℃目標の達成を現実的なものにするために、各国各様の取り組みを、世界全体で、どのように、1.5℃目標と整合させるかが、大きな問題と考えます。この ETF/BTR が、そうした目的にどのような効果を及ぼすのでしょうか。
回答 5	①国レベルでは、透明性枠組みによって国家間の信頼構築を促し、各国の取組（NDC）を更に強化する効果が期待されています、②世界 レベルでは、BTR がグローバル・ストックテイクへのインプットとなっており、5 年ごとのグローバル・ストックテイクにおいて、世界全体で長期目標に整合性を持つよう各国へ情報提供がなされます。これが、罰則のないパリ協定における透明性枠組みの役割りとなります。

質問 6	ODA の世界では、取引費用を引き下げるという観点から途上国の提出する報告を簡素化する方向にあると思うのですが、ETF 枠組み、さらにパリ協定の枠組みでは取引費用を削減する努力はなされているのでしょうか。
回答 6	後開発途上国（LDCs）などは、自国の裁量によって報告の頻度を決められます。実施ガイドラインで定められた 2 年ごとに縛られません。また、発表でご説明した柔軟性という仕組みが、途上国（LDCs など）に限定しない）が必要とした場合、一部で報告の簡素化が出来ます。ただし、柔軟性だけでは、費用を引き下げるまでの簡素化へとは至っていないと思います。なお、途上国は、世界環境基金（GEF）によって BTR 作成に必要な費用の支援を受けることが可能で



	す。関係者からは、この費用が十分ではない、費用申請の手間がかかる、といった声を聴いております。
質問 7	BTR のアウトプットを世界レベルで集計して世界全体の NDC への到達が難しいのではないかという懸念が現出したとき、COP ではどのようにフィードバックしていくのですか？
回答 7	グローバル・ストックテイクという仕組みが、ご質問のフィードバックという役割を担っています。グローバル・ストックテイクとは 5 年ごとに世界進捗を評価し、次期 NDC へのフィードバックを行う仕組みで、BTR は、グローバル・ストックテイクへのインプットの一つです。
質問 8	2032 年の BTR 5 が評価対象とする NDC は、2030 年に報告が予定される次の NDC になりますか？それとも、2030 年目標を定めた現行の NDC が対象ですか？
回答 8	即答できず、透明性枠組みの運用ガイドラインを再度見てみました。これにより私が理解したのは、両方、つまり BTR5 を提出する時に該当する NDC、それぞれについて報告が求められます。なお、該当する NDC とは、提出年の 2 年前までの期間において実施されている NDC と考えます。
質問 9	政策装置という言葉は聞き慣れませんが、何の訳語でしょうか（元の英語だと何でしょうか）？
回答 9	政策措置という意味でした。英語では、Mitigation policies and measures, actions and plans となります。
質問 10	国連（或いはその他国際機関）が一括で世界全体の進捗を報告できないのでしょうか？なぜ各国が個別に ETF/BTR を出さないといけないのでしょうか？パリ協定の仕組み上、各国が自分で目標（NDC）を決めて、ちゃんと自分で進捗確認しなさいということでしょうか？
回答 10	ご理解の通りです。自国の目標達成のためには、自国で進捗を管理し、適切な対策を打つ必要があるため、自分で BTR を作成、提出することが求められます。パリ協定は国家主権の尊重が重視されています。独立した機関が排出量を推計し、それをある国の公式なデータとすることや、各国の削減目標に落とすということは出来ません。なお、IPCC 評価報告書などは、科学として世界進捗を評価し、これは、パリ協定で 5 年ごとに世界進捗の評価を行うグローバル・ストックテイクの情報インプットの一つです。
質問 11	「途上国が国際的な報告の能力が十分でない」要因は何でしょうか。優先すべき国内課題がある、対応者不足等が理由の一つかと考えていますが、ご教示ください。
回答 11	プレゼン資料の脚注に記載していましたので、コピペさせていただきます：途上国の直面する課題として、専門的知識を有する人材不足、組織体制や予算不足、基礎的な統計データや科学的知見、政治的コミットメントの欠如等がある。



質問 12	各国の BTR と世界全体の NDC との関連と差違があるときにどのように各国へフィードバックするのでしょうか？なにもしないのであれば世界全体での目標達成には約立たないという理解でよいのでしょうか？
回答 12	パリ協定の下、5 年ごとに世界進捗を評価するグローバル・ストックテイクがご質問のフィードバック・メカニズムに該当します。BTR は、このグローバル・ストックテイクの情報インプットの一つとなっており、各国は、グローバル・ストックテイクの成果を次期 NDC 策定の際に考慮しなければならない約束となっています。

質問 13	BTR を例えば 2024 年に提出できなかった場合、2025 年に 2024 年分として提出することは可能でしょうか？それとも 2026 年まで提出は出来ないのでしょうか？
回答 13	可能です。2024 年末が締切ですが、それ以降受け付けないということではなく、随時受け付けると考えられます。何も情報がないより透明性があると考えられるからです。その結果、国によってはサイクルがずれてしまうことも十分にあると私は思います。

質問 14	NDC に条件付きの数字と条件なしの数字を国連に届け出ていることが分かりました。この条件とは、先進国からの支援があれば実現可能という支援が条件になっているのですか？
回答 14	ご理解の通りです。多くの途上国が国際支援を条件とした NDC と、自国の努力のみで行う NDC の 2 タイプを提出しています。

質問 15	NDC タイプが、政策措置と行動の場合、国家インベントリがどうなろうと NDC 達成には関係ないように思いますが、その場合でも相当調整を実施する事は可能なのでしょうか
回答 15	ご指摘の通り、この場合、NDC 達成には直接的には関係しませんが、NDC タイプに関わらず温室効果ガスインベントリの報告は必須です。したがって、相当調整を行うことは可能です。

質問 16	カーボンのクレジットと透明性の関係について、もう少し詳しく教えてください。特に森林分野の REDD+ には、どのような報告の質が必要なのでしょうか？
回答 16	森林分野は、特に森林面積及びその推移、森林タイプごとの排出・吸収ストック変化量などについて、国独自のデータを時系列で有している国に限られており、よく課題として指摘されています。そもそも国全土で定期的にこれらのデータを確保、更新するリソースやスキルがないことが大きな理由です。結果、REDD+ で必要となるベースライン（何もしなかった場合の排出・吸収量）の推計値の不確実性が問題となることが多いです。

質問 17	BTR の実施が、カーボンのクレジット創出においていかにインセンティブになるのか、まだよくわかりません。クレジットは、コンプライアントのみが対象なのかボランタリークレジットの創出にはつなげるのか。なにがインセンティブなのか
-------	---



回答 17	説明が十分でなかったと反省しています。森林分野では、REDD+という国レベルで森林減少・劣化を抑止し、何もしなかった際のベースライン排出・吸収量と比較した際の差分をクレジット化するスキームが国連の下、運用されています。このスキームに参加するためには、国連の下、透明性に関するガイドラインに沿って、ベースライン排出・吸収量を報告しなければなりません。例として挙げたガイアナ政府は、このREDD+によるクレジット創出を見込んで、早期にBTRを提出しました。恐らくREDD+といったカーボンのクレジットがその先に無ければ、BTRをそこまで自主的に早期に提出するインセンティブはなかっただろうと感がられます。
-------	--

質問 18	BTRでは、国の判断によって多くの情報を非公開にすることもできるのでしょうか？特にそのような懸念がある項目などはあるのでしょうか？
-------	---

回答 18	Confidentialとして情報を非公開することは可能です。実施ガイドラインに、ビジネスあるいは軍事理由等によってそうすることが可能と記載があります。ただ、多くの情報を非公開するということは、レベルにもよりますが、透明性を大きく損なうレベルであれば、審査時に協議の点となることは十分に考えられます。
-------	--

質問 19	太陽光パネルを大量に導入してその電力を消費するだけではGHGは削減できません。既に大量の電力需要がある先進国が、例えば太陽光パネルの代わりに火力発電所を止められたら初めて削減になります。 とすると、そもそも大してGHGを排出していない途上国が太陽光パネルを大量に導入する事に関して、GHG削減と言う意味において、誰に（例えば支援する先進国に？）どういうメリットがあるのでしょうか？
-------	---

回答 19	本日の発表の主たる内容ではなく、私自身の専門とも異なることから、限定的な回答であれば申し訳ないのですが、メリットとしては、現在電力へのアクセスが無い地域でのアクセスの改善はよく聞かれます。また、途上国にもよりますが、将来エネルギー需要が増える可能性があるのであれば、GHG削減のポテンシャルも大きいと言えます。
-------	---

質問 20	BAUの定義は何ですか？
-------	--------------

回答 20	現行通り、追加では対策が無い状況のことを指しています。
-------	-----------------------------

